

平成 28 年度調達等合理化計画の自己評価

国立研究開発法人水産研究・教育機構

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(【 】は評価指標)</p> <p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 適切な随意契約の実施に向けた取組</p> <p>① 研究開発業務の特殊性を考慮し、公正性・透明性を確保し合理的な調達を可能とすべく、新たに随意契約によることができる事由として「法人の行為を秘密にする必要がある場合」を契約事務取扱規程において明確にし、さらなる調達事務の合理化を推進する。【随意契約の実施件数】</p> <p>② 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れない調達については、必要な技術又は設備等を明示した上で、参加者を募る「公募」の手続きを引き続き実施する。【公募実施件数】</p> <p>(2) 一者応札の低減に向けた取組</p> <p>① 一者応札・応募の原因を究明し、その原因に応じた取組を実施するため、引き続き入札等に関するアンケート調査を実施するとともに、入札等の公告・公示期間の原則 10 営業日の確保、仕様書における業務内容の明確化、電子メールによる入札説明書等の配布、調達案件に対する質疑・回答のホームページでの公表などにより、入札等に参加しやすい環境を整備する。【アンケート回収率 50%】 【入札等に参加しやすい環境整備の内容】</p>	<p>・研究開発業務の特殊性を考慮し、新たに随意契約によることができる事由として「法人の行為を秘密にする必要がある場合」を契約事務取扱規程において明確(H28. 4. 1改正)にするとともに、平成28年度においては、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、総務省より示された具体的なケースを参考に契約事務取扱規程において新たに規定した「随意契約によることができる事由」を適用して54件の調達を実施し、さらなる調達事務の合理化を図った。</p> <p>・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れない20件の調達について「公募」を実施し、調達の透明性・競争性を確保した。</p> <p>・入札説明書等にアンケートを添付する方法で、入札等に関するアンケートを実施(回収率55.85%)し、一者応札・応募の原因究明を行うとともに、入札等公告期間の延長、仕様書における業務内容の明確化、電子メールによる入札説明書等の配布、調達案件に対する質疑・回答のホームページでの公表など、入札等に参加しやすい環境整備を実施した。</p>	<p>・研究開発業務の特殊性を考慮し、契約事務取扱規程において新たに規定した「随意契約によることができる事由」を適用して調達を実施し、調達事務の合理化を図っていることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・「公募」の手続きを実施し、調達の透明性・競争性を確保していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・アンケート回収率50%以上を達成するとともに、入札等に参加しやすい環境整備を継続して実施していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>② 機構全体の年間発注予定情報を取りまとめ、ホームページで公表するとともに、四半期毎に情報を更新し、事業者が計画的に入札へ参加できるよう事前の情報提供を実施する。【調達情報の事前提供件数】</p> <p>(3) 調達金額の節減と業務の効率化に向けた取組</p> <p>① 各研究所等に共通する書籍や研究調査用消耗品類、汎用ソフトウェアの調達について、一括調達を推進することによりスケールメリットを生かした調達を実現し、調達金額の節減を図る。【取りまとめを実施しない場合と比較した調達金額の節減率】</p> <p>② 継続して行う施設の維持管理又は設備・機器等の保守管理等、調達金額の節減と効率化が図られると総合的に判断できる調達において、引き続き複数年契約を推進する。【単年度契約の場合と比較した調達金額の節減率】</p> <p>③ 事業用車で高速道路を利用する際は、原則ETCカードを利用することとし、自動料金収受システムによるノンストップ走行により、地球温暖化の抑止に努めるとともに、ETCマイレージサービスによる還元額を利用し経費節減を図る。【ETCマイレージサービス還元額】</p> <p>④ 引き続き通信料金の一括請求サービスを活用し、支払伝票等の集約化により事務処理の効率化を図る。【集約する前と比較した支払伝票数】</p>	<p>・年間の発注予定情報として271件の調達情報を機構のホームページで公表するとともに、四半期毎に情報を更新し、事業者が計画的に入札に参加できるよう事前の情報提供を実施した。</p> <p>・各研究所等で共通して調達する価格情報誌、研究調査用消耗品類、汎用ソフトウェアライセンス、電力調達について一括調達を実施し、平成28年度は、取りまとめしない場合と比較し、34,476千円(約5.61%)の調達金額の節減を図った。</p> <p>・継続して行う施設の維持管理又は設備・機器等の保守管理等の調達において、平成28年度は13件(うち新規5件)の複数年契約を実施し、単年度契約時と比較し12,680千円(約17.74%)の経費節減と翌年度以降の調達事務の縮減を図った。</p> <p>・ETCマイレージサービスを利用することにより、平成28年度は746千円分のポイント還元額を高速道路通行料金として使用し経費節減を図るとともに、ノンストップ走行により環境負荷の低減に努めた。</p> <p>・平成28年度は、統合した水産大学の通信料金を一括請求サービスに集約することにより、集約する前に15件あった支払伝票数を11件に削減し、支払い事務の効率化を図った。</p>	<p>・調達情報の事前提供を着実に実施していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・一括調達を推進し、調達金額の節減と業務の効率化を図っていることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・複数年契約を実施し、調達金額の節減と業務の効率化を図っていることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・ETCカードの利用を推進し、経費節減を図るとともに、環境負荷の低減に努めていることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・一括請求サービスを活用し事務の効率化を図っていることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>⑤ 船舶建造に関する調達において、引き続き共用（練習船及び調査船）船としての搭載設備について、双方の目的に兼用できるもの等、効率的な装置機器類の選定導入を実施する。【効率的な装置機器類の導入】</p> <p>(4) 人材の育成・調達等合理化の取組の推進に係る情報の共有</p> <p>① 契約事務の適正化に向けた取組には、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修を実施するとともに、外部機関で行われる調達セミナー等にも積極的に参加し、契約事務担当者の事務処理能力向上を図る。【契約事務研修の実施と外部研修等への参加】</p> <p>② 調達等合理化計画を着実に実施するため、契約事務担当者会議を開催し、調達等合理化の取組内容や契約監視委員会での委員の意見等について情報の共有を図る。【契約事務担当者会議の開催】</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、引き続き法人内に設置した競争入札等推進委員会（総括責任者は理事（総務・財務担当））に報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。</p> <p>ただし、緊急に調達しなければ生命・財産に重大な影響が生じる場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【競争入札等推進委員会における審査件数等】</p>	<p>・船舶建造に関する調達において、共用（練習船及び調査船）船としての搭載設備について兼用できる効率的な装置機器類を選定し、船舶建造の進捗に合わせて導入することとした。</p> <p>・各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修を実施(25名参加)するとともに、外部機関が実施する調達セミナーや印刷物の積算講習、工事仕様書講習会に各1名が参加し、事務処理能力向上を図った。</p> <p>・契約事務担当者会議を開催(61名参加)し、各研究所等における調達等合理化の取組内容や契約監視委員会での委員の意見等について情報共有を図り、調達等合理化の取組を推進した。</p> <p>・総務省より示された具体的なケースを参考に会計規程等において明確にした「随意契約によることができる事由」を適用した54件の調達のうち、当該事由を初めて適用した28件の調達について、本部の「競争入札等推進委員会」（総括責任者は理事（総務・財務担当））で、事由との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、事前審査を実施した。</p>	<p>・共用船として兼用できる効率的な装置機器類を選定していることから今後は、船舶建造の進捗に合わせて確実に導入する必要がある。</p> <p>・契約事務研修を実施するとともに、外部のセミナー等にも参加していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務担当者会議を開催し、調達等合理化の取組を推進していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・競争性のない随意契約の事前審査を確実に実施していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>① 公的研究費の適正執行に向け、全職員を対象とした e-ラーニング研修を実施し、適正な調達ルール の浸透を図るとともに、契約事務担当者を対象とした談合の未然防止のための研修を実施する。 【e-ラーニング研修と談合防止に向けた研修の実施】</p> <p>② DNA合成製品等の購入において発生した不適正な経理処理事案の再発防止のため、平成 27 年度に「短期間で納品が行われる物品等への対応」を考慮して改正した契約事務マニュアルに基づき、契約と納入及び検収に係る事務を確実に実施するとともに、内部監査項目に契約と納入及び検収に関する検査の項目を追加し、内部監査を実施する。【契約事務マニュアルの運用と内部監査の実施】</p>	<p>・「研究活動における不正行為とその対応」をテーマに、機構の全職員(1,417人)を対象としたe-ラーニング研修を実施(受講率98.8%)するとともに、契約事務担当者(55名)を対象に公正取引委員会の講師による「独占禁止法・官製談合防止法」研修会を実施し、調達に係るコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>・研究職員による契約前発注や検収前納入を防止するため平成27年度に改正した契約事務マニュアルに基づき、契約と納入及び検収に係る事務を事務職員の適切な関与の下で確実に実施するとともに、内部監査項目に契約と納入及び検収に関する検査の項目を追加し、12事業所において内部監査を実施し、適切に実施されていることを確認した。</p>	<p>・e-ラーニング研修と「独占禁止法・官製談合防止法」研修会を実施していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・改正した契約事務マニュアルに基づき契約事務を確実に実施していることから目標を達成した。【引き続き実施する】</p>